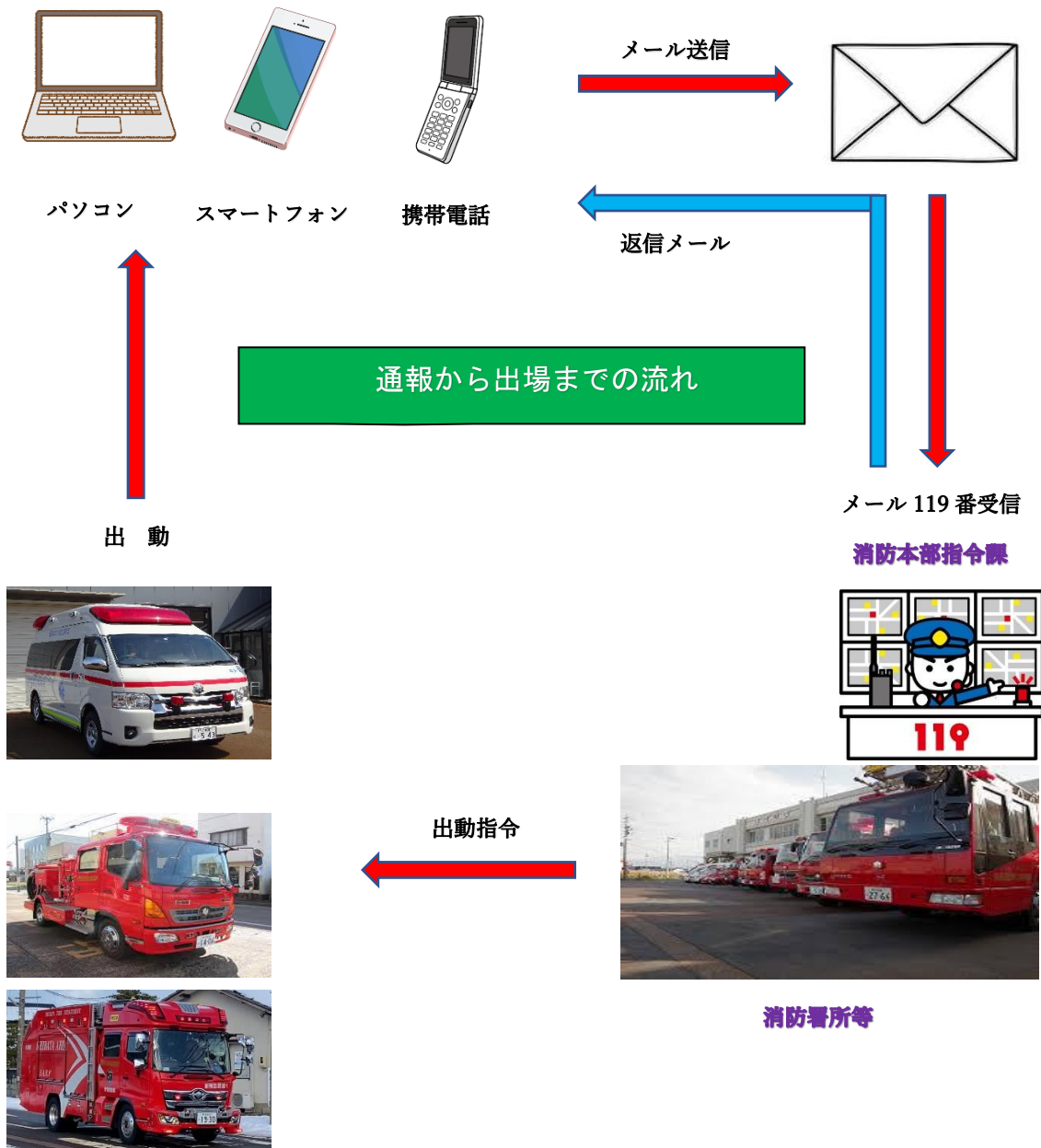


会話による119番通報が困難な方へ

メール119番利用案内書



新発田地域広域消防本部

メール119番システムの概要

1 サービスの概要

メール119番システムは、音声による119番通報が困難な聴覚障がいや音声・言語機能障がいのある方等（以下「聴覚障がい者等」という。）が、携帯電話・スマートフォン（以下「携帯情報端末」という。）やパソコン等などから電子メールを利用して、火災や救急などの通報（以下「緊急通報」という。）を行い、消防車や救急車の要請ができるものです。

2 利用対象者

新発田地域広域消防本部（以下「新発田消防本部」という。）管内の新発田市、胎内市聖籠町（以下「新発田広域管内」という。）に居住または通勤・通学している聴覚障がい者等で、以下の利用条件及び注意事項について承諾を得られた方が対象となります。

3 利用条件

(1) 新発田広域管内における消防車や救急車の要請に限り利用できます。

メール119番システムは事前に登録していただく必要があります。「メール119番（利用登録・変更・利用取消）申込書」（以下「申込書」という。）に必要事項を記入し、登録申請を行ってください。

(2) 利用登録後に携帯情報端末や登録事項に変更が生じた場合は、速やかに申込書により変更手続きを行ってください。

※変更手続きが行われないと、通報が正常に受信できないことがあります。

(3) 他の手段により緊急通報をすることができない場合の補助的手段として利用してください。

(4) 画像等の添付ファイルや特別なソフトには対応しません。

(5) メール119番システムの利用にかかる通信料及びプロバイダー利用料は、利用者の負担となります。

4 注意事項

(1) 電子メールは、回線状況等によっては、届くのに時間が掛ることや届かないことがあります。

(2) 電子メールは、通信可能な場所から送信・受信してください。

(3) 通報に用いる用語は、日本語とし絵文字等は使用しないでください。

- (4) 新発田消防本部では、「メール119番」受信後に必ず「〇〇さんのメールを受信しました。すぐに救急車（消防車）が向かいます。」と受付した旨の返信メールを送信しますが、返信メールが届かない場合は、新発田消防本部に要請のメールが届いていない可能性がありますので、再送信するか近くにいる方に助けを求めるなど他の手段により通報してください。
- (5) 「メール119番」で通報した後、電波の届かない所や電波の弱い所へ移動したりすると、返信メールが届かない場合がありますので注意してください。
また緊急車両到着まで絶対に電源は切らないでください。
- (6) 「メール119番」受信時に、要請場所等の詳細が不明の場合は、要請場所等の確認のため何度かメールのやり取りをする場合があります。
- (7) 緊急時にすぐに「メール119番」通報できるよう、携帯情報端末やパソコン等にアドレスを登録しておいてください。
メール設定で着信を拒否されると消防からのメールが受信できなくなります。
必ず消防からのメールが受信できるように設定しておいてください。
- (8) 「メール119番」は、緊急通報用ですので、問い合わせや相談には利用できません。
- (9) 利用は、登録制としていますので登録した方以外に通報用メールアドレスを教えないでください。
- (10) 携帯電話事業者やインターネット事業者による通信網の工事、障害、通信規制等により、メール119番システムが利用できなくなる場合があります。またメール119番システムのメンテナンス及び障害等に起因して、システムを一時停止する場合があります。事前に周知可能な場合については、登録者様に対しメールにて事前に一時停止する旨を通知します。

5 利用手続き（登録）

(1) 申込み方法

「申込書」に必要事項を記入し、新発田消防本部及び各消防署・分署（以下「消防署等」という。）で受け付けますので持参・郵送またはファックス・メールでお届けください。

メールで申し込みをされる方は、「申込書」の内容をメールに転記して送信してください。

※「申込書」は、ホームページからダウンロードできます。

(2) 申込み先

郵送先	〒957-0063 新発田市新栄町1-8-31 新発田消防本部指令課 (電話番号 0254-22-1119)
ファックス	0254-23-9119 (指令課のファックス番号です)
メール アドレス	sshireika@shibata-kouiki.jp (指令課のメールアドレスです) ※メール119番のアドレスではありません。
持参先	消防署等(新発田・胎内消防署、聖籠分署)へ直接持参しても登録できます。

(3) メール119番利用案内書、利用登録申込書配布場所

- ◎新発田消防本部管内の消防署等及び出張所
- ◎新発田市社会福祉課及び新発田市社会福祉協議会
- ◎胎内市健康福祉課及び胎内市社会福祉協議会
- ◎聖籠町保健福祉課及び聖籠町社会福祉協議会

(4) 登録・利用開始通知

新発田消防本部で、申込書に基づきメール119番システムへの登録作業を行います。登録完了後、新発田消防本部から申込みされたメールアドレスに登録完了メールを送信します。

このメールが正常に受信できた時点をもって利用可能となります。

(例)

こちらは、新発田消防本部です。

メール119番通報システムの登録が完了しました。

メール119番通報アドレスは「〇〇△□@***.JP」です。

登録完了メールに記載されたメールアドレスが、メール119番システムのメールアドレス(緊急通報送信先)となりますので携帯情報端末やパソコン等に保存し、緊急時に直ちに使用できるようにしてください。

登録完了メールが届きましたら下記の例を参考に1回だけテストを実施して下さい。

登録者⇒新発田消防本部へ

(例) **テスト** 登録メール届きました。

氏名 ○○ ○○子

住所 聖籠町△△□ 1 1 9 番地です。

新発田消防本部⇒登録者へ

(例) テストメール正常に届いています。安心して下さい。

新発田消防本部

※ お申込み後一週間以内に「登録完了メール」を送信しますが、万が一「登録完了メール」が届かない場合は、お手数でも新発田消防本部までファックスまたは下記、お問合せ先のメールアドレスへ送信するか、各市町の福祉担当者に連絡してください。

(5) 登録後の変更及び利用中止

登録内容の変更又は利用を中止する場合は、申込書に必要事項を記入の上、申込方法と同様のやり方で申請してください。

(6) お問合せ先

メール119システムに関する質問・相談につきましては、新発田消防本部指令課まで連絡してください。連絡先は下記のとおりです。

〒957-0063 新発田市新栄町1-8-31 新発田消防本部指令課

(電話番号 0254-22-1119)

0254-23-9119 (指令課のファックス番号です)

sshireika@shibata-kouiki.jp (指令課のメールアドレスです)

※メール119番のアドレスではありません。

6 メール119番通報要領

携帯情報端末やパソコン等から新発田消防本部のメール119番専用メールアドレスへ、次の内容を電子メールから通報してください。

☆☆救急の通報メール例☆☆

救急です。
新発田市〇〇町〇△丁目〇△番
〇〇アパート201号室 芝田△夫（氏名）
67歳（年齢） 男（性別）
お腹が痛いです。

☆☆火災の通報メール例☆☆

火事です。
胎内市〇△町△×〇×番地
中条〇子（氏名）56歳（年齢）女（性別）
台所から火が出ています。



（例）こちらは、新発田消防本部です。
あなたの救急（火災）通報メール〇〇時〇△分に受信しました。
救急車（消防車）が出場しました。
出入口の鍵を開けておいてください。

※ 外出先で住所が分からない場合は、商店、バス停、工場や交差点名等、場所を特定することが可能な情報を詳細に入力して送信して下さい。